

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会社名 日本風力開発株式会社  
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸  
(コード番号 2766 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役常務執行役員 小田 耕太郎  
(T E L . 03-3519-7250)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 10 回定時株主総会に下記の通り定款の一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

###### (1) 事業目的の一部変更

再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギーを通じた地球環境対策、エネルギーと情報通信による新たな電力供給システムの必要性が高まる状況の中で、風力発電事業のみに止まらず、事業環境の変化に対して機動的な対応を取れるよう事業目的の追加を行うものであります。

###### (2) 株券の電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、当社が発行する普通株式が電子化されたことから、株券の発行について定めた現行定款第7条を削除するとともに、現行定款第8条、第9条および第10条の一部修正等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 23 日(火)  
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 23 日(火)

以上

別紙  
(変更部分は下線部分)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当会社は次の事業を営むことをその目的とする。</p> <p>1) 風力発電機器の輸入、販売、リース</p> <p>2) 風力発電施設の開発</p> <p>3) 風力発電機器の維持、管理及び風力発電施設の運営、維持、管理</p> <p>4) 風力発電による電力販売</p> <p>5) 電力取引事業に関する業務</p> <p>6) 風力発電に関するコンサルタント業務</p> <p>7) 風力発電に対する投資</p> <p>8) 有価証券に対する投資</p> <p>9) 風力発電についての研修会、セミナーの企画、運営</p> <p>10) 風力発電についての出版業務</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>1 1) 損害保険代理業</u></p> <p><u>1 2) 金銭の貸与、債務の保証</u></p> <p><u>1 3) 上記各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当会社の株式については、株券を発行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当会社は次の事業を営むことをその目的とする。</p> <p>1) 風力発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般に係る機器の輸入、販売、リース</p> <p>2) 風力発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般に係る施設の開発</p> <p>3) 風力発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般に係る機器および施設の運営、維持、管理</p> <p>4) 風力発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般に係る電力を含むエネルギー販売</p> <p>5) 電力取引事業ならびにエネルギー資源、エネルギー全般および環境価値全般の取引事業に関する業務</p> <p>6) 風力発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般に関する役務およびサービスの提供ならびにコンサルタント業務</p> <p>7) 風力発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般に対する投資</p> <p>8) 有価証券に対する投資</p> <p>9) 風力発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般についての研修会、セミナーの企画、運営</p> <p>10) 風力発電を含むエネルギー開発その他のエネルギー事業全般についての出版業務</p> <p><u>1 1) 省エネルギー事業全般</u></p> <p><u>1 2) 電力、エネルギーネットワークのシステムインテグレーション事業ならびに当該事業に関する施設の開発、維持、管理および当該事業に関する設備の開発、仕入れ、販売、リース、維持、管理</u></p> <p><u>1 3) 損害保険代理業</u></p> <p><u>1 4) 金銭の貸与、債務の保証</u></p> <p><u>1 5) 上記各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(削除)</p>

<p>(基準日)</p>	<p>(基準日)</p>
<p>第8条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主((実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。</p>	<p>第7条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第9条 ③当会社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>	<p>第8条 ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p>	<p>(株式取扱規程)</p>
<p>第10条 当会社の発行する株券の種類ならびに株主名簿への記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第9条 当会社の株主権行使の手続きならびに株主名簿への記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(以下、条数を繰り上げる)</p>
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>